

NEWS(PRESS) RELEASE

令和 5 年 8 月 25 日
市民生活部 環境・ごみ対策課

タ イ ト ル	志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金について		
概 要	市では、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を削減し、脱炭素社会を実現するため、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの普及を促進しています。 この取り組みを進めるため、住宅や事業所の屋根などに設置する太陽光発電設備、電気自動車及び高効率省エネ機器等を導入する市民や事業者を対象に、補助金を交付することとし、9月1日から申請の受付を開始します。 この補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用しており、令和5年度から令和9年度まで実施する予定です。ぜひご活用ください。 【申請受付期間】 令和5年9月1日（金）から令和5年12月28日（木）まで ※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。 【補助金の種類】 ①太陽光、蓄電池（志摩市太陽光発電設備等設置費補助金） ②電気自動車、PHEV（志摩市電気自動車等導入費補助金） ③空調機器、照明機器（志摩市高効率省エネ機器導入費補助金） 補助金の対象者や交付要件については、別紙チラシをご確認ください。		
参 考 H P	太陽光発電 	電気自動車 	省エネ機器 
お 問 合 せ 先	市民生活部 環境・ごみ対策課 担当 堤 TEL 0599-44-0228 FAX 0599-44-5260 e-mail kankyogomitaisaku@city.shima.lg.jp		

志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進

補助金のおしらせ

志摩市は、2018年6月に「SDGs未来都市」に選定され、豊かな自然環境を保全し、環境・経済・社会の3つの視点から持続可能なまちづくりを進めています。
志摩市全体としてゼロカーボンを推し進め、豊かな自然を未来へつなげましょう。



内容	対象	補助金額および詳細
太陽光発電設備	個人 事業者	個人：最大出力1kWあたり70,000円、10kWが限度 事業者：最大出力1kWあたり50,000円、20kWが限度
蓄電池 ※太陽光発電設備と併用申請のみ	個人	価格の1/3とし、5kWhが限度 ※ただし1kWhあたり155,000円以下の設備に限る
電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車	個人 事業者	蓄電容量の1/2の値に1kWhあたり40,000円 ※CEV補助金の銘柄ごとの補助交付額が上限 ※CEV補助金との併用不可
高効率空調機器	個人 事業者	個人：対象経費の1/2 上限150,000円 事業者：対象経費の1/2 上限250,000円 ※ただし小規模施設に限る
高効率照明機器	事業者	対象経費の1/2 上限1,500,000円

詳しくは志摩市ホームページをご覧ください

志摩市再エネ補助金

申込方法



郵送 または



窓口にて受付しております

〒517-0501 三重県志摩市阿児町鷺方3215

イオン阿児2階（220区画）

志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局 行き

イオン阿児2階奥の
BPOセンター志摩まで！

お問い合わせ先

志摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事務局
（略称：志摩市再エネ補助金事務局）



0120-105-295

※本補助事業にかかる受付事務は、志摩市環境・ごみ対策課からの委託により(株)エスプールグローバルが実施します